

保険証を大切に！12月は国保適用適正化月間

～この機会にお手元の保険証を確認しましょう～

お手持ちの保険証と以下の項目の確認をぜひお願いします。

① 1人につき保険証は1枚です。健康保険の二重加入にご注意ください。

町国保と社会保険の両方の被保険証が手元にある場合、健康保険の二重加入の可能性がります。「社会保険に加入した方」または「家族の社会保険の扶養になった方」は、ご自身で国民健康保険の喪失の手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険の被保険者証（保険証）
- 新たに加入した社会保険などの被保険者証（保険証）
- ※別世帯の方が手続きされる際は必要なものが異なりますので、お問い合わせください。



国民健康保険喪失の手続きをしない場合は、**国民健康保険税が課税され続けます**。また、国保の資格がない期間に保険証を使用したときは、医療費を返していただく場合があります。

② 退職などで社会保険を脱退された方は、国民健康保険の加入の手続きが必要です。

退職され次の条件に該当されない方は、国民健康保険への加入が必要となります。

- ・社会保険の任意継続に加入されない方
- ・新たに社会保険に加入されない方
- ・社会保険の被扶養者にならない方

手続きに必要なもの

- 会社を退職した証明書（離職票・資格喪失証明書等）
- 本人確認できるもの
- ※別世帯の方が手続きされる際は必要なものが異なりますので、お問い合わせください。

③ 世帯内に「会社の保険に加入している人」と「所得の少ない国保の人」が一緒にいる場合、社会保険の被扶養者になれる場合があります。

ご家族に社会保険に加入している方がいる場合、その方の健康保険の被扶養者として認定される場合があります。本来、社会保険の扶養になれる方が被扶養者になる手続きを行わず、国民健康保険に加入している場合、保険税を余分に負担していることとなります。被扶養者の要件を満たしているかどうか、勤務先の健康保険担当者、もしくは保険証に記載されている社会保険などにご確認ください。

※扶養認定の要件は、加入している社会保険によって異なる場合があります。

★ 国民健康保険と社会保険の保険料の算定の違い

- ・国民健康保険税は被保険者が一人増えるごとに税額が増額します。
- ・社会保険は、扶養する人数が増えても保険料に変更はありません。

ご不明な点は、住民生活課保険係までお問い合わせください。